



エビス
スーパー耐久レース

EBISU SUPER ENDURANCE RACE 2023



RD.1 (6H)

20/MAY [SAT]

RD.2 (12H)

29/JUL [SAT]

RD.3 (6H)

4/NOV [SAT]

エビスサーキット 4輪規則書

EBISU CIRCUIT
EBISU

メ ッ セ ー ジ

エビススーパー耐久レースには、本来ならばそこでレースを終えてしまうような状況になったとしても、再びレースに参加できるチャンスを与える「救済処置」や、時間や台数に制限のない「Tカー規定」があります。レースであるからには順位を競う事はもちろんですが、そもそもこのレースは「サーキットを楽しんで頂く」「たくさん走って頂く」そして「モータースポーツの楽しさを知って頂く」ところから始まっています。よって全ての規則、参加資格、車両規則、競技規則も緩やかにできています。

モータースポーツに危険は付きものですが、オフィシャル、サーキット職員は、「安全」「公平」「秩序の維持」を目標に「最大の努力」と「最善を尽くす気持ち」で取り組んでおります。ただ参加するだけでも高額な費用がかかるモータースポーツですから、エントリー料をぎりぎりまで抑え、その中での競技運営となっており、オフィシャル不足等で目の行き届かないところもあるかと思えます。

パドックやピットエリアにおいても、ご不自由をおかけすると思えます。参加車両がピット数を超えた時には、参加者全員の「譲り合う、優しい気持ち」が必要です。

レース中、コースの中には速いドライバーと遅いドライバー、速い車と遅い車が入り乱れています。ベテランドライバーは、「どけどけ」と蹴散らす気持ちで走らず、「君はそのまま走っていなさい、僕が上手く抜いて行くから」と「後輩に指導するような、優しい気持ち」でお願いします。もし、走行やマナーに注意する必要があるらピットに戻ってから、怒るのではなく教えてあげてください。

ライバル同士「感謝と有り難う」の気持ちを持って接して頂ければ、きっと全ての方が楽しい一日を過ごせるものと感じています。

エンタラント及びドライバーの皆さまには、これらの趣旨をご理解の上、ご協力頂ければ幸いです。

レースディレクター

エビス スーパー耐久レース 2023

特別規則書

大会名称：エビススーパー耐久レース 2023

主催者：エビスサーキット

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地

TEL:0243-24-2972

開催場所：エビスサーキット東コース (2,061m)

開催日・レース時間：

	開催日	耐久時間	申込期間
第1戦	5月20日(土)	6時間	4/20(木)～5/5(金)
第2戦	7月29日(土)	12時間	6/29(木)～7/14(金)
第3戦	11月4日(土)	6時間	10/4(水)～10/20(金)

参加料金：第1戦・第3戦…55,000円 第2戦…70,000円

**※ドライバーに登録する者は「スポーツ安全保険」
に加入しなければならない。**

64歳以下…1,850円 65歳以上…1,200円

**この保険は一年更新のため、一度加入すれば何度
も参戦する場合でもその後の申し込みは必要ない。**

*補償内容についてはP28を参照。

競技方式：フリー走行・予選・決勝レース

※フリー走行及び予選の時間帯は大会ごとにタイムスケジュールで発表します。

クラス：Nクラス(ナンバー付) Bクラス(ナンバー無しクラス)

募集台数：最大40台。ただし、参加台数がN・Bクラス合わせて5台未満の場合は中止とする。また、各クラスの参加台数が2台以上でクラスの成立とする。

賞典：賞典の数は各クラスの参加台数に応じて以下の表のとおりとする。

参加台数	2～3台	4～6台	7～9台	10～12台	13～14台	15台以上
賞典対象	1位まで	2位まで	3位まで	4位まで	5位まで	6位まで

参加車両：Nクラス…一般市販車両で陸運局公認車検に合格しており、本大会車両規定に合格した車両(ナンバー付きノーマルエンジン車両)

Bクラス…一般市販車両及びそれをベースとした改造車で本大会車両規定に合格した車両(ナンバー無し車両)

参加資格：当該車両の運転免許を所持しており心身共に健康で本大会の規則を理解し、遵守できる者に限ります。

申込方法：現金書留…申込用紙と改造申告書に必要事項を記入、

参加料と一緒に現金書留で郵送すること。(氏名のわき、誓約書には忘れずに署名と捺印をすること。)

WEBエントリー…所定のエントリーフォームに必要事項を入力する。支払い方法はクレジット決済またはコンビニ決済。

- チーム編成：1. チーム員は、3名以上14名以下とする。そのうち
ドライバー登録は、2名以上8名以下とする。
2. ドライバーは、メカニックを兼務することができる。
 3. ドライバーは、複数のチームに登録することができる。その場合、それぞれのチーム員/ドライバー数に数えられる。
 4. ドライバーは、次の条件をもとにレーススタート後、他のチームに移籍して参加することができる。
 - 1) 参加申込でドライバー登録したチームが、正式にリタイヤしていること。
 - 2) 移籍するチーム代表より嘆願書が提出され、レースディレクター、競技長または主催者が認めた場合。
 5. 保険の加入手続きの都合上、ドライバーの追加・変更はレース開催日2日前までとし、前日・当日は受付られない。

大会規定：本規則に精通し従うこと。

1. 競技に参加する個人及びチームはいかなる理由で起こった事態であっても、本規則に基づいて開催される競技会中の事故、及び損害について主催者、大会役員並びに関係者に対して責任を追求したり損害賠償を決して求めたりしないこと。

※参加する個人またはチーム代表者(責任者)は、全てのチーム関係者(ドライバー、ピットクルー、ゲスト等)に対し責任を有し、本規則に違反行為があった場合は競技結果に対し罰則が科せられることを承知し、チーム関係者に対して本規則の遵守、サーキットでの注意事項とモラル等を教育・周知した上で参加すること

2. 参加者は、自己の安全はもちろんのこと他者の安全のためにも、部品の変更、取り付け、改造等には十分な知識と技術をもってこれにあたらなければならない。特にBクラスにおいては改造者自身の責任の基に、これらの改造が最高の技術をもって行われ、十分にテストされ、そして安全が何よりも優先する様に心掛けてください。
尚、車両検査時には熟知した技術委員によって検査され、走行上危険と判断された車両はレースから除外される場合があることをご了承下さい。

第 1 章 一般規定

第 1 条 参加受付

1. 大会当日はタイムスケジュールに示された時間内に必ず参加受付を行うこと。
受付の際にゼッケン、プログラム及び計測器を配付します。
2. 受付の際ドライバー登録をされたドライバー本人確認を致しますので運転免許証もしくは身分証明書をドライバー全員分ご持参下さい。

第 2 条 ゼッケン

1. ゼッケンは参加申し込み順に事務局が決定し各参加者に通知される。当日、受付にて配付されたゼッケンは、車両の両ドアに必ず貼り付けること。
2. ゼッケンが車体に記載済みの場合、事前に申し出ること。

第 3 条 服装及び装備

参加者はレースをするにふさわしい服装でなければならない。

1. ヘルメットは、ジェット型またはフルフェイス型で、無傷のものを着用すること（スネル規格合格品が望ましい）。※フルフェイス型を強く推奨する。
オープンカーにて走行の場合はフルフェイス型の装着を義務付ける。
2. 指先まであるタイプのレーシンググローブの着用
3. できるだけ肌の露出しない長袖、長ズボンの着用（ノーマックス製レーシングスーツを強く推奨します）
4. レーシングシューズまたはスポーツシューズ（ペダルの感触が取れる物）
5. ハンスの装着を強く推奨する。

第 4 条 車両検査

参加車両は必ずタイムスケジュールに示された時間内に車両の検査を受けること。

1. 各ピットにて出張車検を行う。（状況によっては個別で車検場にて車検を行う場合がある）
2. ドライバー全員の装備（ヘルメット、グローブ、シューズ）及び第 3 章ピット規定に定める金属携行缶、消火器の検査を受けてください。車検合格シールの貼付さ

れていない金属携行缶は使用できません。

3. Nクラスは使用タイヤのマーキングを行います。
4. 車検を受けない車両及び合格しない車両は出走できない。

第 2 章 レース規定

第1条 ブリーフィング

ブリーフィング(競技に関する要領説明)を行う場合は、チームの監督もしくはドライバーが必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる場合がある。

第2条 走行

1. ドライバーは、P.26～27に記載されている信号旗(フラッグ)の意味を十分に理解し、それに従わなければならない。
2. 走行中、運転席側のサイドウィンドウの開度は特に問わないが、安全を考慮して半開までとする。
3. コース上(エスケープゾーン・ピットロードを含む)では、いかなる場合も進行方向に対して逆方向へ走行(逆走)を禁止とする。
※ピットロードおよびピット以外で再スタートのための後進、安全な場所への移動等やむを得ない場合を除く。
4. コース上で車両を停止する場合は、できる限り車両をグリーンの安全な場所に停めること。
5. ピット以外での修理及び調整
 - 1) コース上で車両のチェック、修理を行う場合は周囲の状況に十分に注意して下さい。
 - 2) コース上での修理及び調整等はドライバー自身が行い、車載搭載の工具を使用し、外からの援助は一切禁止する。但し作業が危険と判断された場合はオフィシャルの指示により中止させる場合がある。
6. 速度差のある追い越しについて
 - 1) 速度の遅い(追い越されようとしている)車両は、原則として自己の走行ラインを走行すること。追い越しをする車両は、そのことを承知した上で安全に追い越さなければならない。
 - 2) 青旗または目視(バックミラー)にて後方より速い車両が近づいていることに気が付き、走行ラインを

譲る場合は、車両を寄せる方向へ方向指示機を点灯させてラインを外すこと。

- 3) ホームストレート、コーナーへの進入において追い越しをしようとする時は、バック・サイドミラーを十分に確認し、自分が追い越されそうになっていないかを確認してから追い越し行為を開始すること。
7. 次のような危険な運転を行わないこと。
- 1) 衝突。
 - 2) 他の車両をコースアウトさせる行為。
 - 3) 他の車両による正当な追い越し行為の妨害。
 - 4) 追い越し最中に他の車両を不当に妨害。
 - 5) トラブル等により停車する時に安全な位置に停車する努力をせずに危険な状況が発生。
8. レースディレクターがライト点灯を必要と判断した場合、“Light on”と書かれたボードをコントロールラインで提示する。
- 1) 前照灯、車幅灯を点灯すること。
 - 2) 正常に点灯されていない場合は、オレンジ色の円形のある黒旗が提示される。
※正常作動確認後、レースに復帰できる。
 - 3) 前照灯、車幅灯を点灯しない車両、正常に作動しない車両は、レースから除外される。

第3条 予選

1. タイムスケジュールに示された時間によりタイムトライアルを行いスターティンググリッドを決定する。
2. 総合のトップタイムの140%、または同一クラスのトップタイムの110%を予選通過参考タイムとする。
※レーススタートを許可した場合でも、レースディレクターまたは競技長が危険と判断した場合は、レースから除外する場合がある。この判定に対する抗議は受け付けない。

第4条 決勝レース・スタート手順

1. スタート方式はローリングスタートとする。
グリッドは2列とし、スタート合図は灯火信号または

信号旗とする。

2. グリッド整列のためにピット出口が開放されてより（ピット出口の緑灯点灯）約 10 分後に閉鎖（赤灯点灯）される。以降、ピットまたは、ピットロードにいる車両はピットスタートとなる。
 - 1) ピットスタートする車両はピットまたはピット出口で待機し、レーススタート合図後、トラック上の全車両がピット出口横を通過した後、ピット出口の信号の緑灯点灯を合図にコースインすることができる。
※ローリングラップには参加できない。
 - 2) 第 8 章 車両規定第 3 条 6. 10) のハンディキャップを適用される車両は、自己のピット前で待機すること。
※待機時間はスタート合図後、6 時間レース：5 分、12 時間レース：10 分とする。
 - ①事前申告により、次を条件にレース中に同時間のピットストップを許可する場合がある。
 - ②フルコースイエローまたはセーフティーカー導入中はハンディキャップ消化の為のピットインは認めない。
 - ③ハンディキャップ消化中にセーフティーカーが導入された場合は、別途競技結果に周回減算またはタイム加算のハンディキャップが科される場合がある。
 - ④ハンディキャップ消化中は、一切の作業ができない。
3. ローリングラップ開始は、5 分前、3 分前、1 分前、および 30 秒前を表記したボードで表示される。
 - 1) 5 分前・・・カウントダウン開始
この時点までにグリッドに着けなかった車両は、グリッド後方、またはピットスタートを指示される場合がある。
 - 2) 3 分前・・・メカニック、ピットクルー退去
グリッド上での全ての作業は禁止される。
 - 3) 1 分前・・・エンジン始動
エンジンが始動しない場合、窓から手を挙げ（オープンカーは頭上でも可）、その旨を後続車両に知らせる。この場合、スタートディレイ、または通常にローリングラップが開始される。
・スタートディレイの場合、原因を作った車両は、

ピットに移動し、ピットスタートとなる。

- ・ローリングラップを開始した場合、スターティンググリッドの全車が当該車両の横を通過後、数回の押しがけを試みることができる。エンジンが始動し、ローリングラップに加わる時は、元のポジションに戻ることはできず、最後列後方に位置すること。始動しない場合は、ピットロードへ押し戻される。

4) 30 秒前

30 秒後にローリングラップが開始となる。

- ①先導するセーフティーカーの回転灯が消灯している場合、ローリングラップは1周とする。

※ローリングラップ中にスタートできないトラブルが発生した場合、セーフティーカーは回転灯を点灯して先導を続ける。この場合、2周目のスタートライン/コントロールラインを通過した時点でスタートしたものとする。

- ②先導するセーフティーカーの回転灯が点灯している場合、セーフティーカースタートとする。この場合、ローリングラップ開始の合図がレーススタート合図となる。

- ③①※の再スタートおよび②のスタートは、第4章フルコースイエロー (FCY) 規定およびセーフティーカー (SC) 規定および運用手順によるものとする。

- 5) ローリングラップ中、前車との距離は100R以降3車身以内であること。意識的に間隔を空けていると判定された場合は“STOP&GO”の罰則を科すものとする。

- 6) 10番ポスト通過後、最前列 (フロントロー) の2台は隊列を整える義務を要する。

※1 フロントロー2台 (特にポールシッター) は、2列目のポジションをバックミラーで確認してください。

セーフティーカーとの位置関係ではなく隊列優先です。

※2 隊列とは、スターティンググリッド形状のことを言う。

- 7) 10番ポストを過ぎて隊列の速度について行けない右列の車両は、右ウインカーを点滅させ隊列の右側へ、左列の車両は左ウインカーを点滅させ隊列の左側へ避け後続車の隊列維持の妨害をしないこと。前方に隊列を離れた車両がいた場合でも後続車両は自己の

グリッドポジションを維持すること。

- 8) セーフティーカーがトラックを離れた後、スタート合図まで加速は禁止され、ポールシッター 2 台はセーフティーカーの速度を維持する。

※3 速度を維持とは加速をしないということです。隊列の状況においては必要に応じて減速してください。

- 9) スタート合図は、赤灯消灯または／かつスタート信号旗（日章旗または緑旗）を振動表示する。

※無線を使用しているチームも、無線での指示でスタート加速することなく、ドライバーが合図を目視してからスタートすること。

- 10) スタート合図後、スタートライン／コントロールラインまで追い抜きは禁止される。

- 11) 反則スタート

①スタート手順にドライバー、メカニック等（チーム）に違反があった場合、スタートドライバーに罰則が科される。

②スタート合図前に加速・追い抜きがあった場合、罰則が科される。

第5条 レースの終了

1. 発表されたスタート時刻から所定のレース時間経過後、レースリーダーがフィニッシュライン通過時にチェッカーフラッグが振られ、レース終了となる。
2. 誤って時間経過前にチェッカーフラッグが掲示された場合は、その時点で終了したものとす。
3. 遅延して提示された場合は、正規の時間に戻って終了したものとす。
4. チェッカーフラッグは、レースリーダーに提示されてから最長4分間提示される。
5. レースが中断された場合は、第7章レースの中断による。

第6条 順位の決定

1. 完走チームで所定の時間に周回数の多いものが上位となる。
※完走とは、レースリーダーの2/3以上を走行し、コース上でチェッカーフラッグを受けることをいう。(チェッカーフラッグ提示後、ピットロードでフィニッシュラインを通過した場合は、周回数はカウントするが、チェッカーフラッグを受けたとは認めない。)

2. 完走チームに続いて未完走チームで周回数が多いものが上位となる。
3. 周回数と同じ場合、フィニッシュライン/コントロールライン通過順とする。
4. 罰則が科されて同周回数となった場合は、減算前の周回数の多いものを上位とする。
5. レースが中断された場合は第7章レースの中断による。
※中断をもって終了となる場合は、完走の定義はなくなり周回数優先とする。

第 3 章 ピット規定

第1条 ピット割当て及び注意事項

1. 主催者にてピット指定を行います。できる限りの配慮は行いますが、ご要望にお応えできない場合もあることを予めご了承ください。
2. 必ず指定されたピットを使用すること。
3. ピットの変更についてはチーム同士の合意と主催者の許可を必要とします。無許可で変更した場合は、レース除外または退場までの罰則を科す場合があります。
4. 作業に適した服装で作業を行うこと。
※1 長袖、長ズボンを強く推奨します。
※2 つっかけ履き、サンダル、ヒールでの作業は禁止します。
5. ピットには、給油の際に義務付けられた、薬剤質量 2.5kg 以上 (能力単位 B-7 以上が望ましい) の消火器を常備しなければならない。
6. ピット内に燃料を貯蔵する場合は、100ℓ未満とし、通気性の良い場所で、容易に転倒又は落下しない場所に置くこと。この場合、貯蔵燃料用に能力単位 A-3 以上で内容量 3.0kg 以上の消火器 (ABC タイプの場合 10 型以上) を更に 1 本 (計 2 本) 以上配備しなければならない。
7. ピット内、作業エリア、ピットロード及びパドックは火気厳禁です。
※3 電子タバコも禁止です。喫煙は指定の場所 (事務

局前) でお願ひします。

※4 バーベキュー等火気の使用はピット裏にテントを張りチーム責任者の元燃料貯蔵エリアから十分に距離をとってください。タイヤサービス前で行うことを強くお願ひします。

8. ピットの電気使用容量 (アンペア) にあまり余裕がありません。電気使用量の多いチームは発電機をご持参ください。但し、燃料貯蔵 (隣接ピットを含む) エリアからは、十分に距離をとってください。

【単位の確認方法】



消火器 (住宅用消火器以外) 本体の表示で確認します。

例として、右の写真の消火器は、「ABC粉末消火器10型」と呼ばれているものです。

- ・「ABC」とは、
「A火災=普通火災」
「B火災=油火災」
「C火災=電気火災」

に対応する消火器ということを示しています。

- ・「粉末」とは、粉末消火薬剤を使用していることを示しています。

・「10型」とは、A火災とB火災の能力単位の合計数で、消火器の消火能力の大きさを示しています。



②「能力単位 A-3・B-7・C」と書かれています。つまり、

- ・A火災=普通火災に対する能力単位=3
- ・B火災=油火災 に対する能力単位=7 (数値が大きい=消火能力が大きい、という意味です。)
- ・C火災=電気火災に対応する。(C火災には能力単位はありません)

- ③ これで、「ABC粉末消火器10型」のA火災に対する能力単位は、「3」であることが分かります。

※消火器の種類、大きさにより能力単位は異なります。必ず実際の消火器で確認してください。

第2条 ピット作業

- 1) ピット作業とは、自己のピット作業エリアに侵入するところから走行 (加速) レーンに出るところまでを言う。
- 2) ピットインする車両は、後続車両に十分注意を払いな

- から9ポスト前方の“P”看板からトラックの右（ピットロード入口）側を走行すること。
- 3) ピットインは12ポスト前方のピットロード入口からピットインすること。ホワイトラインを横切るとは厳禁とする。
 - 4) ピットロード入口を通り過ぎた後にトラブル等で走行続行ができないと判断した場合、ホームストレート右側を走行し、ピット出口にてオフィシャルの指示の下、エンジン停止後、手押しにて自己のピットへ押し戻すことができる。
 - 5) ピットロードは、ピットインする車両が優先され、ピットアウトする車両はそれを妨げてはならない。
 - 6) ピットロードの制限速度は40km/h以下とする。
 - 7) ピットクルーは、ピットインした車両が安全に作業エリアに停車できるよう誘導すること。
 - 8) 作業を行う場合は、自己のピットにできるだけ寄せて行うこと。時間が掛かると思われる整備・修理についてはオフィシャルに許可を得たのちパドックで行ってください。
 - 9) ピットエリアでのリバースギアの使用は禁止。車両を後退させる場合は、エンジンを停止後、手押しにて後退させること。
 - 10) 重作業の場合、技術委員の作業中の立合いまたは、コースイン時に車両検査を義務付ける場合がある。
 - 11) 作業人数の制限はしないが、参加申し込みに登録されているチーム員（ドライバー及びメカニック）のみとする。
 - 12) ドライバー交代を含み整備・修理作業中はエンジンを止めること。
※5 エンジン調整時を除く。
 - 13) タイヤ交換、燃料補給、その他作業を伴うピットインに際し、使用するタイヤ、ジャッキ、金属携行缶、消火器、その他工具・部品等は「インラップ」に入ってから作業エリアに準備することができる。
※6 隣接ピットを使用する車両のピットイン・アウト

を妨害しないこと。

※7 金属携行缶、消火器はピット際までとする。

- 14) 作業エリアにそれらを事前に準備した場合、最低1名のピットクルーが側に立たなければならない。

※8 ピットイン・アウトするドライバーはピットクルーの立っている隣接ピットの作業エリアを通過できないことを承知していなければならない。

- 15) ピットでのエンジン押し掛けは禁止です。
16) ピットアウトする際、ピットクルーが安全に走行レーンに誘導すること。

※9 ピットイン車両が優先されることを忘れずに!

- 17) トラックへの合流(コースイン)は、ピット出口の信号が緑灯点灯または消灯している時、もしくはオフィシャルの指示があった時のみできる。
18) コースインさせたチームは「アウトラップ中」に作業エリアを片付けること。

第3条 給油作業

- 1) 給油作業とは、給油口の蓋を開けるまたは金属携行缶を構える(持つ)ことから開始したものとし、給油口の蓋を閉めた時を終了とする。
2) ジャッキアップしながらの給油は禁止。
3) 給油中は、ドライバー交代を含め、全ての作業を禁止する。
給油中禁止される「作業」とは、

① 車両に触れる行為。

次の行為は車両に触れないことを条件に認められる。

※10 ラジエーターやブレーキにエアーを吹きかける行為。

※11 タイヤ交換の準備、工具等片付け。

② ドライバー乗降。

- ③ メカニック及び降りているドライバーの体の一部が車両内に入る行為。



- ④ 乗車中のドライバーが他から援助を受けずに自身で行うシートベルト調整、ヘルメット脱着は作業とはみなさない。

⑤車両下部への工具（ジャッキ等）の挿入は、工具が車両に触れていなくても同時作業とみなす。

⑥他の作業開始後、作業を中断しての給油も同時作業とみなす。

※ピットインの際、ジャッキ作業のためにスペーサー（スロープ板等）の上に車両を乗せて停車することを除く。

4) 給油方法

①給油前にアースをとることを強く推奨します。

②給油中は最低1名が噴射口を車両の給油口に向けた消火器を持ち、万が一の発火に備えること。

③給油及び消火作業員は、耐火グローブ、フルフェースヘルメットかバラクラバス、及びつなぎ（ノーメックス製を強く推奨します）を着用すること。

※12 自身の身を守るための規則です。安全なレース開催にご理解とご協力をお願いします。やむを得ない場合は、長袖で難燃性の生地のを着用してください。

④給油は市販の危険物保安技術協会の性能試験確認を受けた20ℓ以下の金属製携行缶を使用して行うこと。

⑤使用できる金属携行缶は4個まで（合計100ℓ未満）とし、公式車検で合格シールを貼付されたもののみ使用することができる。

⑥給油時に使用できる金属携行缶は1個までとする。

⑦複数の金属携行缶を使用する場合、ピット作業エリアに準備できる金属携行缶は1個までとし、1個目の給油が終わってから2個目の金属携行缶をピットから作業エリアに出すこと。3個以降も同様とする。給油口の取付位置（左右）によるハンディキャップは考慮しないものとする。

※13 ホース口径の変更・改造は禁止する。

※14 バルブの追加取付は認められる。

⑧加圧による給油は禁止する。

⑨給油タワーの設置は禁止する。

5) 不意に燃料が流出したりこぼれた場合は迅速に拭き取ること。

第4条 その他

- 1) 違反と疑われる紛らわしい行為、疑わしい行為は行わないようお願いします。
- 2) ピットを他チームと共用されるチームにあっては、お互いに理解・協力し合ってレースを楽しんでください。
- 3) レース終了後、使用したピットは清掃し、忘れ物等無いよう確認をお願いします。

第4章 フルコースイエロー(FCY)規定およびセーフティーカー(SC)規定

第1条 フルコースイエロー (FCY) 規定

1. レースディレクターは、レース中、セーフティーカー (SC) を導入するまでもないが、安全上の理由が必要であると判断した場合は、フルコースイエロー (FCY) を導入することができる。
2. 全てのオブザベーションポストではFCY ボードが提示される。この時点より追い越し禁止となり、ドライバーは速度維持に備える。
3. FCY ボード提示後、黄旗の振動表示がなされ、車両は安全な速度 (約 60km/h) に減速し、1 列縦隊に整列し、前後の車両間隔を維持する。FCY 導入中は、追い越しは厳禁とされる。FCY が導入されている間に、不要に遅く、一定しない動き、あるいはその他のドライバーに危険を及ぼす恐れがあるような方法で運転されている車両はペナルティーの対象となる場合がある。これは、そのような車両が走路にある時、ピット入口にある時あるいはピットレーン出口にある場合にも適用される。
※1 SC 導入時とは違い、FCY 導入時点で約 60km/h に減速します。レース中の車両の間隔は保たなくてはなりません。前車がスロー走行 (60km/h 未満) でない限り間隔を詰めることはできません。
4. FCYの間、ピットレーンの出入口は開放されたままとする。
5. 問題が解決したならば、レースディレクターはすべてのオブザベーションポストのFCY ボードと黄旗を緑旗の振動表示に変える。レースおよび追い越しは、制約を受け

ることなく、車両同士の位置関係やラインに対する車両の位置に関わりなく、通常に再開される。

※2 コントロールラインおよび、ポストの緑旗の表示と同時にレース再開となり追い越し可能となります。

6. FCY導入後に必要な場合には、SCの介入がなされる場合がある。

※3 この場合、SCがコースインし、FCYボードはSCボードに切り替わる。SC規定に従い前車との間隔を詰めてSCに追従した一列走行をすること。

7. ペナルティーボードを提示されたドライバーがペナルティーを消化する前にFCYが導入された場合、再スタート後にペナルティーを消化するものとする。

FCY導入中はペナルティーボードは提示しない。(3周ルールは提示周回とする。)既にピットロードに進入していた場合はペナルティーストップを消化できるが、競技結果にタイム加算のペナルティーが加えられる場合がある。タイム加算の裁量はレースディレクターの決定による。

8. FCY導入に際し、不利益が発生した場合でも考慮されないものとする。

第2条 セーフティーカー (SC) 規定

1. 重大事故 (オイル、砂利・泥等によるトラック汚れを含む) 等発生で、その処理に際し、走行ラインが確保でき、赤旗で走行を止める必要は無いが非競技化 (フルコースコースション) する必要があると判断した場合、レースディレクターの決定により SC を導入することができる。
2. レースディレクターが SC 導入を決定したら、各オブザーベーションポストでは、黄旗および SC ボードを表示し、トラック上に SC が介入したことをドライバーに知らせる。
3. SC は、オレンジ色の回転灯 / フラッシュライトを装備した車両で介入中は点灯する。
4. ドライバーは、SC および他の競技車両を追い抜いてはならない。トラック上のいかなる危険も回避できる速度に減速して走行すること。
5. SC は、原則としてレースリーダーの直前にコースインするが、緊急性を有する場合は、その位置に関係なく介入する場合がある。

この場合、SC 車両の緑灯を点灯することによって、SC 直後のドライバーに SC を追い抜いて良いことを知らせる。SC とレースリーダーとの間にいるドライバーは、この合図で1台ずつ SC を追い抜いて SC に続く隊列の後方へ着くこと。この際、十分に安全な速度で走行すること。

6. SC は、原則として全ての車両が、後方について走行するまで遂行する。

ピットロード走行中およびピットストップ中の車両を除く。

7. トラックの処理が終了し、再スタートが決定した場合、SC に続くドライバーが確認できる場所で回転灯／フラッシュライトを消灯する。

8. ドライバーは、再スタートの準備をする。

9. SC がピットロードに入った時点ですべてのオブザベーションポストは、黄旗と SC ボードを緑旗の振動表示に変える。レースおよび追い越しは、制約を受けることなく、車両同士の位置関係やラインに対する車両の位置に関わりなく、通常に再開される。

※ 4 コントロールラインおよび、各オブザベーションポストの緑旗の表示と同時にレース再開となり追い越し可能となります。

10. SC 介入中にピットインすることができる。ただし、トラックへの合流（コースイン）は、ピット出口の信号が緑灯点灯または消灯している時、もしくはオフィシャルの指示があった時のみとする。SC ならびに後に続く隊列がホームストレートからピット出口を通過中は、コースインすることはできず、ピット出口で待機する。この際に生じた不利益は、考慮されない。

11. SC 介入中の周回はレース周回に加算される。

12. SC 先導に続く車両は、前車と大きく間隔を空けたり、隊列を乱す行為（走行）をした場合は、罰則を科す場合がある。

13. ペナルティーボードを提示されたドライバーが、ペナルティーを消化する前に SC が導入された場合、再スタート後にペナルティーを消化するものとする。

SC 導入中は、ペナルティーボードは提示しない。（3周ルールは、提示周回とする）

既にピットロードに進入していた場合は、ペナルティーストップを消化できるが、競技結果へタイム加算のペナ

ルティーが加えられる場合がある。タイム加算の裁量はレースディレクターの決定による。

14. SC 先導のまま、赤旗および／または、チェッカー旗（規定周回／時間終了）でレースが終了する場合がある。
15. SC 導入に際し、不利益が発生した場合でも考慮されないものとする。
16. セーフティーカースタート
ローリングラップはなくなり SC 先導走行開始と同時にレーススタートとなる。この場合オブザベーションポストでは SC ボードが表示され、セーフティーカー導入時の手順によって競技開始となる。

第 5 章 T カ ー 規 定

1. T カ ー（予備車両）の登録を、次の条件で認める。
 - 1) 同一クラスの車両であること。
 - 2) 第 1 章第 4 条の車両検査を受けること。
2. 予選開始後、決勝レーススタート後に追加登録及び出走を認める。
 - 1) 同一クラスの車両であること。
 - 2) その旨を事務局に申し出て車両検査を受け合格すること。
3. T カ ー使用(車両交換)時は、必ずオフィシャルに申し出ること。
4. T カ ーを使用（車両交換）をした場合は、その度に 5 周減算のペナルティーが科せられる。

第 6 章 救 済 処 置 規 定

1. 車両回収
コース上に停止車両がある場合、約 2 時間ごとにセーフティーカーを導入して復帰できない競技車の救済を行う。但しレースディレクターまたは競技長が競技上危険だと判断した場合は、その時間に関係なくフルコースイエローまたは、セーフティーカーを導入して停止車両の撤去を行う場合がある。
※ 1 この際発生する時間的不利益は、競技結果に考慮されない。

※2 救済措置を利用する為に、故意に危険箇所へ車両を停止したと判定された場合、罰則を科す場合がある。

2. 救援行為

ピット入口計時用アーチから自己のピット、ピット出口から自己のピットにおいては、オフィシャルの指示／許可のもと車両を押してピットへ戻す事が出来る。

※3 この行為も救済処置とみなす。

3. 救済された車両は安全のために救済後必ずピットに戻り車両の点検を行うこと。

※4 技術委員長の判断で再スタートを認めない場合がある。

4. 救済を受けた車両は1回ごとに3周減算のペナルティーとする。但し、再スタートをしない（リタイヤ）場合は、この限りではない。

第 7 章 レースの中断

1. 競技の続行が不可能と判断された場合、競技を中断する場合がある。その場合全オブザベーションポストにて赤旗が振動表示される。

2. コース上の車両は危険を回避できる速度に落とし、自己のピットに戻らなければならない。また、赤旗が提示された時点で全てのピット作業は中断し、オフィシャルからの指示があるまで作業は禁止される。

3. 再スタートの方法

1) 次のいずれかとする。

- ①ローリング・スタート
- ②セーフティーカー・スタート
- ③スタンディング・スタート

2) 再スタートのスターティング・グリッドは、次のいずれかとする。

- ①中断された直前までの順位
- ②直前のヒートの順位（3ヒート以降の場合のみ）
- ③中断された時点のコントロールライン通過順
- ④予選結果
- ⑤その他、レースディレクターまたは、競技長の決定による。

4. 順位の決定

1) 再スタートを行わない場合

- ①赤旗が表示された時点でコース上を走行している全ての競技者がレース状態でコントロール・ラインを通過した時の計時結果に基づき、周回数の多い者が上位となる。
 - ②周回数が同じ場合は、コントロール・ライン通過順とする。
- 2) 多数のヒートに分かれてレースが行われた場合
- ①各ヒートの走行周回数を合算し、周回数の多い者が上位となる。
 - ②周回数が同じ場合は、最終ヒートのコントロール・ライン通過順とする。
5. レースの成立は、次のように定める
- 1) 赤旗表示時点で【4. 順位の設定1) ①】の周回数が2周末満の時は、最初のスタートは無かったものとし、スタートをやり直す。
 - 2) 1) 以外の場合は、レース・ディレクターまたは競技長の決定によって次の通りとする。
 - ①ヒート・レースとして再スタート。この場合、ヒートの数の制限は定めない。
 - ②レースは、成立とし、再スタートは行わない。この場合、原則としてコントロール・ラインでは、チェッカーフラッグも併用して表示される。
 - 3) 中断時間は、レース時間に含まれるものとし、スタート後、所定の時間が経過した時点でレース終了とする。
 - 4) 1) 2) の場合において再スタート後の周回数/時間は短縮される場合がある。

第 8 章 車両規定

全ての規定、保安部品装置等は、車検合格からレース終了までその機能、性能を保持されていなければならない。

第1条 総合仕様

車両は、一般市販されている量産型車両、またはそれをベースとした改造車としそれぞれ改造の度合いによりクラス分けされるものである。

参加車両はクラスの別無く下記の項目を満たすものとする。

1. ブローバイホース処理は確実にを行うこと。(ブローバイガスを再吸入させるか、下記容量のオイルキャッチタンクを取り付けること)
2000cc 以下……2L 2001cc 以上……3L
2. 外部に露出したライト、レンズ類はすべて飛散防止処置(テーピング等)をすること。
3. 牽引用フックは純正のものが使用できない場合は必ず、フロント・リアに強度が十分なものを取り付けること。
4. 4点式以上のシートベルトを取り付けること。
5. レース用のバケットシートの取り付けを認める。また、助手席、リアシートの取り外しを認める。
6. マフラーは、車体の輪郭より突き出してはならない。側方排気の場合はホイールベースの中間点より後方にあること。
7. ワイパー、前照灯、車幅灯、方向指示機は確実に作動しなければならない。
※前照灯、車幅灯、方向指示機は左右の一方だけでも作動しない場合、オレンジ色の円形のある黒旗が提示される。
8. タイヤはステアリングを左右いっぱい操作した場合でも車体のいかなる部分とも接触しないこと。
9. 出場する全車両は必ずボックスタイプで4点式以上のロールケージが装着されていなければならない。なお、アルミ素材は不可。
※純正ファッションカバーはロールケージとはみなさない。
10. 片側2輪のタイヤの空気が抜けた場合でも、車両のいかなる部分とも接地してはならない。
11. いかなる車両も原則として純正品単体以外の複数の燃料タンク積載は認めない。
12. バッテリー及びコイルの+B端子は絶縁カバーで覆うこと。
13. 空力付加物(エアロパーツ等)は全高・全幅・全長を超えない範囲で自由。
14. 通信装置(トランシーバー等)は出力5W以下なら認める。
15. ワイヤロックについて
ワイヤロックを義務付ける
 - ①オイルレベルゲージ
 - ②オイルフィルターキャップ
 - ③オイルエレメント

④オイルドレンボルト

16. マフラーは消音効果のあるサイレンサー（消音器）を必ず装着しなければならない。

第2条 Nクラス細則

一般車両の公道車検に合格したナンバー付き車両で総合仕様に適合していることを条件に安全のため競技車両に以下の部品交換が許されるが、その他の変更・改造は認めない。

1. エンジン及び吸気関係

いずれもノーマルであること。

2. ブレーキ

ブレーキパッド・ブレーキホースの変更、ブレーキオイル・空気によるクーリングシステム

3. サスペンション

ショックアブソーバー、スプリング、スタビライザー

4. シート……レーシングシート

5. シートベルト……競技用シートベルト

6. マフラー及びマニホールド

競技用マフラーの装着を認める。但しサーキットの音量規定 (120db) を超えない物とする。(触媒装着が望ましい)

7. ステアリング

競技用のものに変更可。ただしホーンボタンが存在するもの。(ホーンが作動しなければ不可)

8. タイヤ……使用タイヤは市販のラジアルタイヤとし、公道での使用を目的として製造されたものとする。

①次のタイヤは使用禁止とする。(令和5年3月1日現在)

メーカー	ブランド	名称
ブリヂストン	POTENZA	RE-12D、RE-07D、RE-11S
横浜ゴム	ADVAN	A08B、A021R、A032R、A048、A050
住友ゴム工業	DIREZZA	02G、03G、D93J、94R、β 02～10
トーヨータイヤ	PROXES	R888R
柴田自動車	RYDANZ	R03RS、R33RS
日本グッドイヤー	EAGLE	RS SPORT V3
ピレリ	P ZERO	TROFEO R
クムホ	ECSTA	V710
ナンカン	Sportnex	AR-1、CR-S
ネクセンタイヤ	N FERA	SUR4G、SportsR
ハンコック	Ventus	Z214、TD Z221、R-S4 Z232
フェデラル	595	RS-RR、RS-R、FZ-201

アキレス	ATR	SPORT123、ATR-K SPORT
フージャー	DOT ラジアル	A6 ～ 7、R6 ～ 7

※変更・追加する場合があります。

※上記に無いタイヤでも各タイヤメーカーから競技用（ジムカーナ、ラリー用も含む）と表記しているものは原則使用できません。不明の場合は、事前に主催者までお問い合わせください。

②①以外でも次の条件を満たさないものは使用できない。

- ・ タイヤに1周つながるタテ溝が1本以上あること。
- ・ 必要な排水性能を有すること。
- ・ レース終了時、溝が残っていること。

③ホイールアーチのいかなる部分とも接触しないこと。

9. ペダル……変更可

10. 内張り……取り外し自由、但し突起物と認められるものに対しては安全対策を施すこと。

第3条 Bクラス細則

一般市販車両およびそれをベースとした改造車両で以下の改造が許される。

1. エンジン

以下の項目を満たしていれば改造は自由とする。

- ・ ガソリンエンジンであること
- ・ NA、ターボチャージャー、スーパーチャージャーのエンジンであること

2. クラッチ……自由

3. トランスミッション……自由

4. サスペンション……自由

5. ホイール、タイヤ

以下の項目を満たしていれば変更は自由

- ・ 一般市販のもの
- ・ 車体よりはみ出さないもの
- ・ ホイールアーチのいかなる部分とも接触しないこと
- ・ スリックタイヤの使用可

6. 車体

1) 外部後方視界ミラー

車両の左右に各1個ずつで90cm²の反射面を有すること

2) 安全ベルト

競技用の安全ベルト（4点式以上のもの）

- 3) シート
レーシングシートに変更できるが変更した場合は、ドライバーの頭部が保持され、ロールバーとヘッドレストの間に頭部が挟まらないように、専用のシートレールを用いボルトにて確実に固定すること。
- 4) ダッシュボード……変更、改造可
- 5) ドア
内張りはアルミニウム、複合素材に変更可（但し難燃材）。サイドウィンドウ巻上げ装置（レギュレーター）は本来の機能を損なってはならない。
- 6) ルーフ & 床
内張りの変更は自由とする。サンルーフはルーフと同一の厚みを持つ金属板を、リベット留め又は溶接して一体化する事。
エンジンルームと車室内の隔壁を設置すること。
- 7) ペダル……変更可
- 8) ウィンドスクリーン
フロントは合わせガラス、他は変更可能。但し色付きの物ではなく車室内が完全に見えること。
- 9) バッテリー
数、容量及び取り付け位置は自由
・バッテリーをエンジンコンパートメント以外の場所に装着する場合は防漏、絶縁カバーと2個の金属性留め金を使用しボルト、ナットで車体にしっかりと固定しなければならない。
・運転席及び車外から操作できるサーキットブレーカ（主電源回路開閉装置）の装着が望ましい。
- 10) 燃料タンク
①総容量 100L までの安全タンクが使用できる。
② 80L 以上の安全タンクを使用する車両には、第2章第4条2.2)※のハンディキャップが適用される。
③コレクタータンクは4L までとする。
④燃料タンクの複数取り付けはみとめられない。
⑤燃料タンクは車室内に設置してはならない。
⑥防油・防災の隔壁が車室と燃料タンクの間に設置されなければならない。

11) 排気系統

排気系統は自由

・マフラー装着時に音量規制 (120db) を超えてはならない。

12) ブレーキシステム……変更自由

第 9 章 罰則

罰 則		失 格	レース 除 外	罰 金	周 回 減 算	タイム 加 算	STOP & GO	訓 戒
一般規定違反		○	○					○
レース規定違反		○	○	○	○	○		○
ピット規定違反		○		○	○	○		○
車両規定違反		○	○					○
信号 旗 違反	黄旗 (SC 介入中を含む)	○			5 周	○	○	○ ※ 1
	黒旗、オレンジ色の円形のある黒旗	○	○		10 周	○		○ ※ 2 ※ 3 ※ 4
	その他	○	○		○	○	○	○
反則スタート		○			○	○	○	○ ※ 5
救済 処置	第 6 章に定めるもの				3 周			○ ※ 6
	Tカー使用				5 周			○ ※ 7
その他の規定違反		○	○	○	○			○

※ 1 原則 5 周減算とする。

※ 2 3 周回のみ提示する。

3 回の提示を無視または見落とした場合、10 周減算とし、同一チームで再度行った場合は、失格とし、レースから除外される。

※ 3 黒旗に従わなかった場合、黒旗提示の原因となった違反に対して別途罰則が科せられる。

※ 4 オレンジ色の円形のある黒旗に従わなかった場合、原則失格とする。

※ 5 ピットクルーの違反を含む。原則ストップ&ゴーを科す。

※ 6 救済処置後、再スタートをしない場合は科さない。

車両回収後、Tカーにてスタートする場合は両方のペナルティーが科せられる。

※ 7 使用台数ではなく、車両交換毎に科せられる。

※ 8 レースディレクターは上表を基に裁量決定するが、状況によりレースディレクターは、上表以外の罰則を科す場合がある。

※ 9 チームまたは、ドライバー毎に過去の違反経歴により裁量を決定する場合がある。

第 10 章 その他の事項

1. 消火器を必ずご準備下さい。過去の耐久レースで消火器

のないチームが多くみられます。忘れてしまった場合には、事務局にて貸し出ししますので必ずご準備下さい。(1本10,000円) 火災に対しての最低限の対策ですので忘れずにご用意下さい。

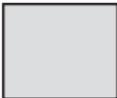
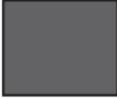
2. 計測用の発信機の取り付け不備による脱落が発生しております。脱落してしまうと計測が出来なくなり結果が残りませんので、取扱いには責任をもって管理して下さい。尚、紛失の場合は実費50,000円をご請求させていただきます。ピット及びピット裏での火気の使用(バーベキューなど)は一切しないで下さい。ペナルティーを科します。※バーベキューを行う場合は指定の場所で行って下さい。
3. 参加台数がピット数以上となった場合、パドックにピットエリアを設ける場合がある。この場合の不利益は考慮しない。ドライバー交替・ガソリン補給は、ピットを使用している他チームの許可を得た後、ピットで行うことができる。

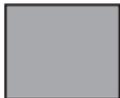
平成 11 年 1 月 制定
 平成 11 年 2 月 施行
 平成 19 年 3 月 改訂
 平成 21 年 3 月 改訂
 平成 22 年 3 月 改訂
 平成 24 年 3 月 改訂
 平成 25 年 3 月 改訂
 平成 27 年 3 月 改訂
 平成 28 年 3 月 改訂
 平成 30 年 3 月 改訂
 平成 31 年 3 月 改訂
 令和 2 年 3 月 改訂
 令和 3 年 3 月 改訂
 令和 4 年 3 月 改訂
 令和 5 年 3 月 改訂

◆レース中断時対応表◆

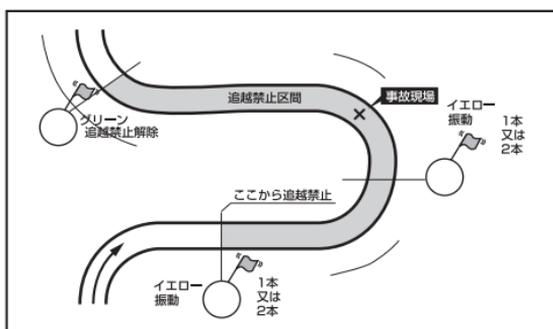
状況		信号表示	ドライバー対応	ピット出口	スタート位置
スタート	ローリング	全ポスト 黄旗	ベースカー 追従	信号に従う	スタート/コントロールライン
	セーフティーカー (SC)	全ポスト 黄旗+SC	セーフティー カー追従	信号に従う	走行位置
再スタート (規制解除)	フルコースイェロー (FCY)	全ポスト 黄旗+FCY	60km/h 走行 ポジション維持	常時開放	走行位置
	セーフティーカー (SC)	全ポスト 黄旗+SC	セーフティー カー追従	信号に従う	走行位置
赤旗		全ポスト 赤旗	自己のピットへ 戻る 全ての作業禁止	赤灯	第7章3.による

信号旗（フラッグ）の種類と意味

	意味	出されるケース	ドライバーの対応
 黄旗	1本の振動: 危険予告・危険信号・徐行・追越禁止	事故、コース上(グリーン含む)に停止したマシン、落下物等あり。 走行に危険がある。	ペースダウン 追越禁止 注意事項として急ブレーキ禁止
	2本の振動: コース上に重大な危険がある。 追越禁止	コース上にマシン。 ドライバー・オフィシャルによる処理中。 コース閉塞状態	徐行、止まれる状態にスピードダウン。 追越禁止
 緑旗	すべて支障のないことを示す。 黄旗規制区間の終りを示す。	それまで出していた合図の解除。タイムアタックの開始に出す場合もある。	競技続行
 赤旗	走行中断または中止。	大事故や天候の急変によりレースを中断する。	スピードダウンし、自己のピットに帰還ピット待機。
 白旗	旗の静止:予告 ----- 旗の振動:次のポストまでの間に出場車両以外の車両あり。	事故などでコース上に救急車、サービス車が出動している時。トラック上に低速走行車両がある時。 救急作業中。	前方注意
 オイル旗 (黄地に赤の縦縞)	トラックが前周よりも滑りやすい状態	トラック上に水・オイル・小さな部品(破片)・砂利・土等、急な降雨がある時。	前方注意
 “D”+車両番号	D+車両番号を表示	ドライビングスルーペナルティー	ピットロードを制限速度を厳守して通過する。 FCY、SC導入中は、消化したとみなされない。

	意味	出されるケース	ドライバーの対応
 青旗	旗の静止:後方から、より速い者が周遅等に接近しつつある。 旗の振動:すぐ後方から、より速い者が接近し、追越そうとしている。	周回遅れの者に対して、より速い者が接近している時。	指示された者は後方を十分に確認し、急な進路変更をせず安全に進路をゆする。
 黒と白に斜めに2分割された旗	車両番号を白数字で表示した黒の表示板と同時に表示。	スポーツマン精神に反する行為をした場合。	走行注意
 オレンジ色の円形のある黒旗	車両番号を白数字で表示した黒の表示板と同時に表示。当該車両に機械的欠陥があるため、そのドライバー自身あるいは他のドライバーに危険をもたらすことを知らせる。	車両に機械的欠陥がでた場合。	ドライバーは次の周回時に自己のピットに戻らなければならない。
 黒旗	車両番号を白数字で表示した黒の表示板と同時に表示。罰則として、ドライブスルーストップアンドゴー・レース除外等が科せられる。	ドライバーが違反行為を行った場合。	ドライバーは次の周回時にピットに戻らなければならない。
 チェッカー	当該走行終了	当該走行終了時から完了時まで、コントロールライン上で振動表示される。	コントロールライン通過後スピードダウンしてコースを1周の上コースアウトする。チェッカー後はすべて追越禁止となる。

黄旗の出され方



スポーツ安全保険

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象

団体での活動中	加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故
団体活動への往復中	加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故 ※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

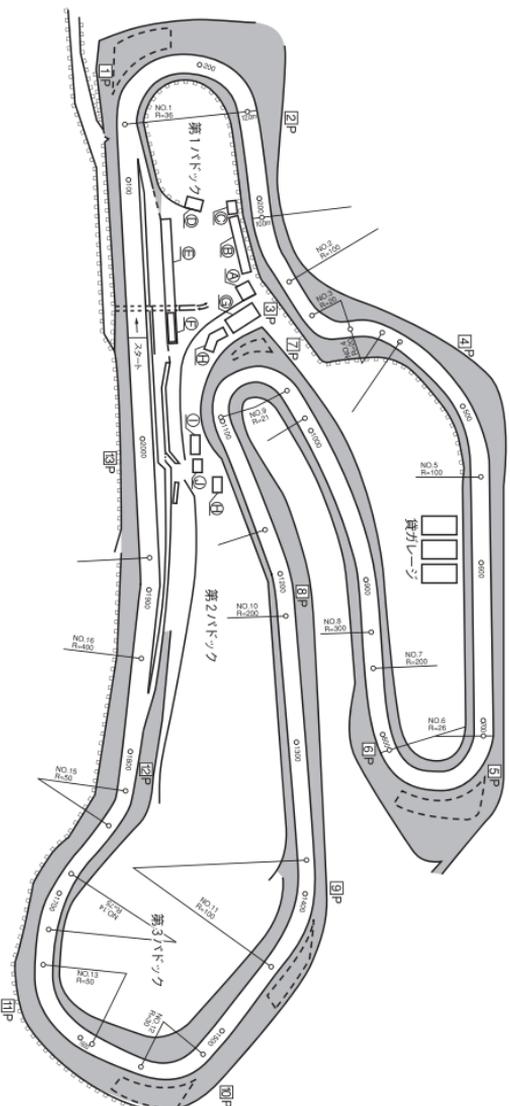
補償対象年齢		64歳以下 ^{注1}	65歳以上 ^{注1}
年間掛金 (1人当たり)		1,850円	1,200円
傷害保険金額	死亡	2,000万円	600万円
	後遺障害 (最高)	3,000万円	900万円
	入院日額 (180日限度)	4,000円	1,800円
	通院日額 (30日限度)	1,500円	1,000円
賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)		対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円 △自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象とはなりません。	
突然死葬祭費用保険 支払限度額		180万円	

注1 「令和5年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

EAST COURSE

東コース

JAF・MFJ公認コース



お申し込み・お問い合わせは

EBISUサーキット

TEL.0243-24-2972

FAX.0243-24-2936

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地

e-mail: info@ebisu-circuit.com

HP <http://www.EBISU-CIRCUIT.com>